

会議名	第15回福祉有償運送運営協議会
開催日時	平成29年7月13日（木）午後14：00から15：10まで
開催場所	板橋区役所9階 大会議室B
出席者	10名 [委員：8名] 小池会長、丸山副会長、柳瀬委員（代理）、橋場委員、甲斐委員、清田委員、野尻委員、星野委員 [事務局：区2名] （福祉部） 栗野福祉係長、河崎主事
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議 題	1 会長あいさつ 2 委員の紹介 3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 4 協議 「一般社団法人 Location of smile」の道路運送法第79条の2に関する登録申請についての協議 5 その他
配付資料	資料1 委員一覧表 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 「一般社団法人 Location of smile」の道路運送法第79条の2に関する申請書等 資料5 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料6 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 資料7 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
所管課	福祉部障がい者福祉課福祉係

障がい者福祉課長

少々お時間過ぎまして、まだお1人委員の方がお見えでないのですが、定刻が過ぎましたので、ただいまより、第15回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

初めに、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。

人事異動に伴いまして、関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官の柳瀬光輝様が新たに委員になりました。なお、柳瀬様はご欠席のため、本日は委嘱状の伝達は行いません。代理として、小川様にご出席いただいております。

また、板橋区職員にも人事異動がありまして、委員が変更になっております。介護保険課長は、丸山弘にかわり、藤田真佐子が就任しております。なお、本日は他の公務が重なっているため、欠席とさせていただきます。

開催に当たりまして、お手持ちの資料のご確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料1から資料7までのものにつきまして、皆様ございますでしょうか。

また、一つ皆様にお願いがございます。本日の協議会の会議録を作成するため、録音をさせていただきます。ご発言される方は発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。ご発言される方は発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。ご発言される方は発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。ご発言される方は発言される前にお名前をおっしゃっていただいております。ご協力をお願いいたします。

また、本協議会は、会議の透明性の観点から傍聴制度を設けておりますが、本日は傍聴の方はおいででございません。

では、次第に沿いまして、小池会長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長

皆様、こんにちは。

大変お暑い中を、第15回板橋区福祉有償運送運営協議会のほうにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま会長挨拶ということで案内されましたけれども、皆様のお手元に資料7としてあります運営協議会のガイドラインを出していただいておりますけれども、こちらの規定によりまして、この協議会は地方公共団体の長が主催ということですので、僭越ですけれども私のほうで会長のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。次第のほうにございますけれども、この後、資料3といたしまして、板橋区における福祉有償運送の必要性についてというところで板橋区の現状をご説明させていただきます。その後、一般社団法人Location of smileさんの登録申

請についてご協議をいただきます。その他としておりますけれども、本日は関東運輸局さんのほうからご案内が数件あるというふうに伺っておりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

障がい者福祉課長

それでは、次第の2でございます。名簿の順に各委員の紹介をさせていただきます。

委員の紹介

障がい者福祉課長

福祉有償運送の利用者代表、堀井真由美様及び池袋交通株式会社常務取締役、吉田貴美夫様は、本日も欠席となります。

続きまして、板橋区の職員でございます。

板橋区職員の紹介

(介護保険課長、藤田真佐子は他の公務のため欠席)

障がい者福祉課長

本日の協議会は、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立しております。

それでは、ここからの議事につきましては、議長を小池会長にお願いいたします。

会長

それでは、規定でございますので、よろしくお願いいたします。

では、次第に沿いまして進めていきたいと思っております。

次第の3でございます。板橋区における福祉有償運送の必要性についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

板橋区における福祉有償運送を取り巻く現状について、資料3により説明

会長

ありがとうございました。

事務局のほうからただいま板橋区における福祉有償運送の必要性についてということで、粗々現状をお話しさせていただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

会長

事務局のほうから最後にございましたけれども、必要性があるということでこのまま会議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、協議のほうに入ります。一般社団法人Location of smileさんの道路運送法第79条の2に基づく登録申請についてということで協議を行いたいと思います。まず、事務局から団体のご紹介等をお願いいたします。

事務局

ご説明させていただきます。

一般社団法人Location of smileは、平成29年5月26日に一般社団法人として設立されました。平成29年9月ごろに前野町で開設予定の短期入所施設の入所者を主な対象として、福祉有償運送を行う予定であると伺っております。

会長

それでは、申請の協議に入ります。

Location of smileさんのほうからこの事業の概要、登録申請及びその対価についてのご説明をお願いしたいと思います。説明していただける方はよろしくをお願いいたします。

Location of smile

よろしくお願いたします。着席にて説明させていただきます。

まず、資料4、8ページ、様式第2の1号、これに沿って説明させていただきます。まず、最初に訂正の説明なのですが、こちら一番上の名称と住所なのですが、住所が北区上十条になっておりますが、一般社団法人の事務所の住所は下にありますとおり、板橋区前野町の住所になりますので、この訂正をさせていただきたいと思ます。大変失礼いたしました。

それと、運送の区域は板橋区ということで、事務所の名称は、一般社団法人Location of smile、位置が、東京都板橋区前野町 2-27-4ということです。

9ページにまいりまして、事務所ごとに配置する自家用有償旅客自動車の数及びその種類ごとの数ということで、当法人ではセダンを2台用意しまして、今はとりあえず2台の登録でやらせていただこうと思っています。運送しようとする旅客の範囲としましては、二にマルをつけさせていただいて、主としては知的障がいの方を対象とした有償運送を行う予定でございます。

次に、10ページから定款なのですが、定款と履歴事項全部証明書、就任証明書、設立時社員証明書と、ここではご説明を割愛させていただきまして、目を通していただければと思ます。

飛ばさせていただいて、21ページ、22ページの自動車検査証なのですが、こちらは2台の登録になっていまして、とりあえず車の所有者としては株式会社Location of smileということになっておりまして、株式会社Location of smileから一般社団法人Location of smileに貸し出しますという形をとらせていただきます。

23ページは、使用承諾書になっております。

24ページですが、運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿となっております。現在のところ7名の運転者の確保がされております。男性4名、女性3名の、合わせて7名となっております。

次のページは運転免許証になっておりまして、二種免許持っている人間はまだ一人もおりませんで、この7名で行います。

26ページから32ページまでは修了証となっております。

33ページから39ページ、これは運転者台帳となっております。ここでも38ページと39ページの2名の免許証の有効期限のところなのですが、他のところは平成で記載

してあるのですが、ここだけ西暦になってしまっているのです、こちらが平成 32 年 10 月 7 日までということと、39 ページのほうも同じく平成 32 年 2 月 4 日までということで訂正させていただきます。

40 ページから飛ばしまして 46 ページ、これは運転者証となっております。それとこちらでも訂正で申しわけないのですが、団体の長の署名印として押し忘れてしまったことと、あと 45、46 ページ、こちらでもまた運転免許証の有効期限のほうが西暦になっておりますので、こちらでも平成 32 年と訂正させていただきます。

続きまして、47 ページ、運行管理の責任者就任承諾書としまして、理事の、私の名前を記載しております。

48 ページ、運行管理の体制等を記載した書類に関しましては、運行管理の責任者として理事の私の名前を記載、あとは指揮命令系統ですが、運送に係る責任者で代表理事、専従する責任者等で理事の私となっております。運行管理の責任者も理事の私で、整備管理の責任者も理事の私となっております。ここに関しましては、とりあえず今の段階ではこのような形をとらせていただいて、後にまた今隣におります者に仕事を覚えていただくと同時に代えさせていただこうと考えております。

続きまして、49、50 ページですが、こちらは保険証券の写しとなっております、50 ページに関しましては、今年齢制限が 26 歳以上ということになっておりますが、こちらは、もし協議が調いまして運送が開始されると同時に年齢制限の変更をさせていただこうと思っております。こちらは、年齢制限を変えることによって、ちょっと今の段階でまだ始まってもないので、料金をちょっと安く抑えるためにこのような形をとらせていただいております。

続きまして、51 ページ、旅客の名簿ということで、今現在、契約者数 1 名ということになっておりまして、まだ短期入所の建物を今建設中でして、そちらができ次第いろいろ契約をとということなのですが、まだ今ちょっとパンフレットを作った段階で、この協議会が終わり次第、契約を随時していこうと思っておりますので、これから徐々に増やしていこうと思っております。

52 ページの身体状況等なのですが、知的障がい重度 1 名ということになっております。

続きまして、53 ページ、タクシー料金との比較表になります。私どものほうでは、複数乗車の定額制とさせていただきたいと思っております、1 回の利用ごとに運送の対価としては片道 600 円をいただきたいと思っております。1 回の送迎で何力所かの施設を

回り複数乗車による送迎を行いまして、利用施設により開所及び閉所時間が異なりますので、利用する会員も毎回同じとは限らないため、送迎ルートも毎回異なることとなります。1回の送迎で何カ所かの施設を回り、複数乗車による送迎を行います。続きまして、運送の対価以外の対価ということで、乗降介助料金を1回の利用ごとに片道100円、こちらでも利用者の安全を確保するため乗車乗降中に介助料金としてご負担いただくこととなります。それと、予約料金ですが、こちらでも1回の利用ごとに100円を想定させていただいております。それと、施設以外へ送迎する場合も、定額制の利用料金としますが、こちらは1回の利用ごとに800円となっておりますが、これは運送の対価以外の対価をつけ加えた料金設定ということになっております。駐車場料金、高速道路料金等が発生した場合には実費負担をいただきます。それと、主として、今現在は短期入所利用者の施設送迎を主に行いたいということなのですが、その契約者の中でも通院等の送迎をお願いしたいということも想定させていただきまして、個別の送迎も念頭に入れまして、個別により送迎の場合の当日キャンセル料金等はここに設定させていただきたいと思っております。キャンセル料金は、個別輸送の当日キャンセルに限り500円、待機料金は個別輸送の待機30分ごとに300円、もうキャンセルと待機料金はどちらも個別輸送の場合に限りということで、複数乗車の場合には当てはまりませんということです。続きまして、54ページなのですが、こちらが私どもの短期入所で営業をかけに行こうと思っております福祉園、作業所になります。こちらが今の短期入所の場所からこの福祉園、作業所までの距離とタクシーで行った場合の料金が記載されております。55ページから57ページですが、こちらが送迎ルートパターンとしまして作らせていただいたものです。まだ契約者の方がいらっしゃらないので、契約者の方が出た場合にはこういう送迎ルートのパターンもあり得るかと思いまして作成させていただきました。

58ページ、安全な運転のための確認表、59ページ、乗務記録、60ページ、事故の記録、61ページ、苦情処理簿、こちらはまだ何も記載がないものでこのまま提出させていただきたいと思っております。

説明としては以上になります。

会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたけれども、ご質問がありましたらお願いいたします。

A委員

ショートステイの施設を9月に前野町に開設されるということなのですが、個別輸送をされる方というのは、ショートステイの利用を前提に会員になった方、そういう風な理解でよろしいでしょうか。

Location of smile

そうですね。当面はその形でやらせていただこうと思っております。

A委員

その際に、例えば会員なので、登録する上で例えば会費とか入会金とか、そういったものはどのような形をとる予定でいらっしゃいますか。

Location of smile

会費等は設定はしておりません。

A委員

あと、このショートステイで回られる施設で、1回の送迎で何カ所かの施設を回って複数乗車ということも想定しているようですけれども、施設によって当然開所、閉所の時間が違うので相当いろいろ回ったり大変だと思うのですけれども、車自体の定員があって、大体1回最大で何人ぐらい乗れる、もしくはそれぞれもちろん実際運用してみないとわからないと思うのですけれども、想定として1回に何人ぐらいを目安に、例えば1人の送迎が2本とかだと平均1になっちゃいますけれども、1回2人ずつの計算であれば平均で2になると思うのですけれども、複数乗車の場合に平均の予定人員というか、そういうのは何かありますでしょうか。

Location of smile

今、とりあえずこの段階の登録者台数が2台なのですが、短期入所を開設しましたと同時にもう1台車両を用意いたしまして、当面3台での運行を考えているんですね。その中で大体1台につき平均3人の乗車を考えておるのですが、中には運転者等の欠席によって、ほかの運転手が確保できない場合に、もう1台で賄わなければならない場合も出てくると

思うので、その辺がちょっとまだ定かではないので何ともはっきり答えはできないんですが、多いときには4名から5名乗ってしまう場合もあり得るかなと思っています。ただ、私どもとしましては、開所と同時にもう1台用意して、それから1年後までにもう1台用意して、車両台数を4台にしまして、複数乗車といたしましても人員は2名か3名で抑えて運行ができるような形をとればなと思っていますね。それもやっぱり運転者の負担軽減にもなりますし、利用者様の負担軽減にも繋がると考えていますので、それと先ほど言われたように、時間が開所時間も閉所時間も1時間という時間の中でほぼ限られていますので、何台かを用意させていただくことを検討しています。

A委員

開所される予定のショートステイの定員というのは何名ぐらいですか。

Location of smile

10名になります。それと、9月となっておりますが、建物ができるのが9月の終わりごろにはできるんですが、そうしますと開始が10月1日では東京都が認可されませんので、開所は11月1日になるかと思われます。

会長

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

B委員

ショートステイの施設がこの板橋区内にあるということなので、板橋区発地ということになると思うのですが、ちなみに利用者の方は全て個人情報の関係で黒塗りになっていらっしゃると思うのですが、どちらの方がいらっしゃるのですか。住所を言うことは必要ないのですけれども。

Location of smile

この今利用者に載っている方は北区になります。

B委員

あくまで北区の方がショートステイに利用されていて、ショートステイ先からの送迎を想定したというわけですね。

Location of smile

そうですね。

会長

料金設定等についてはご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

A委員

質問というか、コメントみたいになってしまうのですが、なかなか板橋区では定額制は今までなかったと思うので、定額制なので近い距離の人は当然余り有利ではない部分があるけれども、遠い部分の方にとっては、特に、遠い作業所とかに行っている方とか、あとは個別輸送になったときに、恐らく相当持ち出し分が出てくるかなというのがコメントとしてあって、一応営利を目的としない実費の範囲内であればということなので、大体福祉有償運送は運営側が大変なところが多いので、その辺を 600 円というのはどういう基準というか、根拠で大体設定したかなというのを一つ聞ければなというのが1点です。たまたま右のページに送迎施設一覧とかがあるので、恐らく前野町にできるということは一番近くにある前野福祉園さんとか前野福祉作業所は住所からして徒歩圏内なので、知的障がいの方であればほぼ使うことはないかなと。一応これから営業をかけるという福祉園さん等のリストだと思うので、これは利用がないのだろうと思うんですけども、遠い場合、北区と板橋区だけが挙げられているんですけども、隣接している豊島区や練馬区とかのショートステイ利用者の方の、例えば送迎とかも考えているのかという2点をちょっとお聞かせいただければと思います。

Location of smile

まず、距離が近い方に関しましては、利用される方も中にはいらっしゃると思うんですね。知的障がいの方ですと自宅送迎ということもあるので、そちらも営業としてかけさせていたどうかとは思っています。その中でも、家に帰られるとどうしてもそこで1日の流

れがストップしてしまうので、そこからまたショートステイに外出することができない可能性のある知的障がいの方も中には多々いらっしゃるので、そういう方に関しては、どうしても親御さんとちょっと相談させていただいてお迎えに上がって、それでほかの施設に回らせていただくという形もとらせていただきまして、それとその形を毎回前野福祉作業所のような近い方を先に乗せて遠くまで車で移動させるということになりますと、かなり負担も出ますので、そのまた逆の送り方も念頭に置きまして送迎をさせていただこうと思っています。そういうことで、そういうことをしながらちょっと負担の軽減ができればなという考えもあるんですね。それと、豊島区ないし練馬区に近接した区の方なのですが、こちらの方も一応念頭には置いておりまして、送迎をしていただきたいというご要望があれば、距離等を先に出させていただいて検討はしていこうと思っています。うちとしては、距離としては2キロから20キロ程度を複数乗車の定額制としてやらせていただくと思っています。

それと、料金が600円の設定はなぜかということなのですが、以前私、北区のほうで福祉有償運送をさせていただいておりまして、そのときの設定金額が600円だったんですね。それと同じ金額でやらせていただくという考えでございます。

それと、車が用意できた段階でなのですが、複数乗車でも2名から3名という形の送迎を検討しておりますので、そういった場合に大体割ってタクシーのおおむね2分の1の対価ということになると600円ぐらいがちょうどいいのかなということです。

A委員

直接福祉有償運送とは関係ないかもしれないのですが、多分メインはショートステイということで、板橋区にショートステイ事業の障害者総合支援法の短期入所事業を始めるに至った動機というか、思いというか、そういうものをちょっと聞かせていただければと思うんですけども。

Location of smile

私ども、もともと3名同じ会社で働いておりまして、そこでも短期入所を担当しておりまして、そこで働いてはいたのですが、私ごとなんですけどちょっと大病を患いまして、そのときにちょっと独立を考えさせていただいて、それで独立するに当たって、たまたまタイミングも合いまして声をかけたところ一緒にやっていただけるということで、それでど

ここに立ち上げようかと考えたところ、板橋区のほうで調べたら板橋区に短期入所が少ないということで、板橋区役所のほうからも話を聞くことができましたので、東京都のほうにも確認をとったところ、ぜひ板橋区のほうで作っていただきたいという話もありましたので、それと私どもも今北区在住ですので、板橋区の前野町であれば家からも5キロ程度なので近い場所で土地も見つかったので、そちらでやらせていただければと。それと、北区でやっていた利用者さんも利用するには近い場所であったって、そういうところでやらせていただければなと思っていました。

C委員

これ1回の利用料 600 円というのは、複数乗っても 600 円、皆さんから1人ずつ 600 円じゃなくて、1周りが 600 円という解釈でよろしいのですか。

Location of smile

いえ、各個人から 600 円ということになります。

C委員

そうすると何か変な、いろいろついていくと、タクシーの半額よりかなり多くなる場合も出てくるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

Location of smile

そうですね。そのような距離の短い方に関してはそういった場合もあるのですが、利用者さんが今まだ契約者がおりませんのではっきりしたことは申し上げられないのですが、距離の近い方に関しては先ほども出ましたように徒歩での来所も検討していただく、それと自宅に帰れる利用者様に関しては自宅に戻っていただく、福祉有償運送だけを使っていたように持っていくことは今のところ考えてはいないんですが。

C委員

何かちょっとこのいろんな待機料金とか、介護料金とか足していくと結構いい金額になっていくのじゃないかなと。

Location of smile

待機料金とキャンセル料金等に関しましては個別輸送の場合に限りですので、複数乗車に関しては該当しませんので。

Location of smile

実際に先ほどもお伝えしたように、近い方というのはいろんな交通手段の選択肢がございまして、徒歩ですとか、タクシーにも乗られる方もいらっしゃるかもしれないんですが、その長い距離に関しましては、やはりそういった方が少しの負担を軽減して利用していただくというところ、長くバスに乗ったりとか、タクシーを利用してという長時間をそこで過ごすということが難しい方を多くお見受けしていたので、そういった方に対して何かできるのかというところをまず考えた部分がございます。なので、その方に合わせてということも金額設定のほうも距離制にするということも考えたのですが、そういったところで検討させていただいております。

会長

C委員、よろしいでしょうか。

C委員

別に素晴らしい事業だと思っていますし、何も反対はないのですが、一応半額程度と決まっている以上、例外が出ちゃまずいのじゃないですか、と思うのですが。

B委員

確かに道路運送法で、目安としてタクシーの2分の1というところはあるのですが、あくまでこれは目安ということになっておりまして、2分の1を超えるようであれば明確な根拠を示していただいて、運営協議会で合意されれば設定していただいて結構ですという通達文を出しておりますので、十分に議論して合意されれば結構だと思っております。

D委員

料金の続きのことなのですけれども、今タクシーもメーターが410円からのメーター

ということから始まって、実際に利用していただくお客様も6%ぐらい増えているんですね。今、三十何回のうちに四、五回ぐらいは730円以下という今までの料金もそのぐらいになっているんですよ。利用していただく方には非常にそういう面では好感を得ておりまして、乗降客も増えていますものですから、その600円というのが逆に半分じゃなくてそれ以上の金額になりますから、ちょっとこれは今までそういう有償運送でのあれでは今までないものですから、それはちょっと問題だと思うのですけれども。そういったところも踏まえると600円というのは先ほど申し上げたとおりちょっと高過ぎるような感じがしますね。

会長

先ほど想定距離を2キロから20キロとおっしゃっていましたが、具体的に単価等々はお出しになっていらっしゃるのですよね。2キロだと幾らぐらいになりますか。

Location of smile

2キロだと、タクシーの料金で730円になりますね。

D委員

410円で、事後に80円上がりますものですから、410円、490円、それから580円ですか、そういうふうに加わって行って、特にお年寄りとか障がい者の方にも近場で利用していただくというお客さんが増えていますので、それからすると600円というのはちょっと高過ぎるかなという感じがしますよね。

C委員

それで、相乗りの場合もあるというのですから。

D委員

利用自体は、私はおっしゃるとおり素晴らしいことだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますが、料金の設定に関してはちょっと状況が大分変わってきていますから。

Location of smile

距離が2キロから20キロという中で、反対に20キロまで利用しますという方がいらしゃったときに、全体を見たときにどのルートをどういうふうにご利用される方が多くなっているのかというのが今はまだわからない状態なのですが、実際に2キロとか3キロですとか近い方はこちらからはできるだけ公共機関等を使ってくださいというお話をさせていただいて、最大この金額で長距離となりますとなかなかこちら側でもちょっとぎりぎりな状態でもありまして、そういったことをトータル的に考えたときにこの金額に設定させていただいたのですが、実際に例えば2キロで600円で、それから距離によって金額が上がりますよということでしたら間違いなく金額は高いなというところはあるんですけども、遠いところで利用される方ということも全て考えたときに、この金額の設定をさせていただいてはいるのですが。

D委員

ちょっと安易な値段の設定のように私なんかは思いますので、もう少し利用者様にある程度乗ってもらえるようなもっとやり方があるのではないかと思います。料金というのは一番大事なところですからね。

会長

先ほど丸山委員のほうから600円という根拠ということで、前の事業者でやられているというご回答だったのですけれども、その辺もちょっと詳しくわかればご説明いただければと思いますけれども。

Location of smile

55ページの送迎ルートパターン1から3があるのですが、そちらのほうで説明させていただきますと、送迎ルートパターン55ページの1番ですと、トータルの距離が12.5キロになります。タクシー料金の場合ですと1割引きした金額で3,180円になります。これが2人の乗車の場合ですと1人頭1,590円、3人の場合ですと1,060円という料金になるんですね。この中で大体タクシーのおおむね半額ということで2人の乗車で考えていますので1,590円、その中で割ると600円ぐらいのほうが妥当なのかなという料金設定というのも出させていただいていますね。この送迎ルートパターンの中で距離が一

番短いのが、送迎ルートパターンの2の56ページになるんですが、こちらトータルの距離が9.6キロで、タクシー料金が1割引きしまして2,530円になります。2人の場合ですと1,260円になるんですね。これも2人の距離で割ったところで600円というのがちょうどいい金額なので、その設定をさせていただこうと思っています。それで、先ほども説明させていただきましてとおり、私どものほうでは2キロから20キロの範囲でやらせていただくということで、余りにも短い距離ですとか、余りにも長い距離ですとか、そういった距離の場合には前もって相談させていただいた上でお断りさせていただくことも検討させていただこうと思っています。

A委員

先ほどお二人の方から質問ありましたけれども、54ページの送迎施設一覧の1人とタクシー料金で見て、それで複数乗車を想定しているという申請団体さんの言葉をそのまま使うと、例のタクシー料金の半額より2分の1という目安よりも上回る場合もやや出てくることはあると思うのですけれども、多分利用者側からしたらタクシー料金も高い送迎料金だったら使わないだろうなど。要は通常のタクシーか、知的障がいの事業所をやっている立場からして、この親御さんが送ってくるとか、職員が送っていくとか、本人が歩いて近くまで職員と行ってみたいということが想定されるので、例えばパターンの中にある前野作業所さんも余りに近いので絶対それはないな、というのが私のイメージで、それから複数乗車をして効率的に福祉有償運送とショートステイを回していきたいというのは事業所としては当然の発想だと思うのですけれども、毎回毎回必ず複数かなり送迎がスムーズに回るところの利用者のショートステイ利用、しかも送迎、こちらの福祉有償運送の送迎を使ってというのはなかなか現実的にそうはならないだろうなど。55、56、57ページのそれぞれのパターンも、この場所とこの場所というふうに2カ所ずっと迂回をした場合なので、当然タクシーの場合もそれだけの距離がかかるし、実際には多分1人の利用の日もあれば当然2人の日もあって、当然この場所とこの場所という、こんな綺麗に回らないで、もっと北区、もともと北区に足場がある場合の北区と板橋区で、特に南のほうにショートステイ事業がないですから多分高島平方面は幾つかあるので、そうすると南のほうと北区と回ったり、やがて光が丘とかあっち側のほうも多分ニーズがあると、かなりもう少しいわゆる今想定されているルートよりは距離が長いのかなというのは感じています。事業所として当然潰れないために10名の定員を何とか稼働率を上げて毎回送迎を使っていた

いて、そして回していこうという、その熱意は当然必要なのですけれども、現実的なところから毎回毎回そううまくいくかどうかは難しいと。そういう意味ではタクシー料金の2分の1というのを大体の目安にすると、先ほどもあったように遠くに回っていったときに、2人以上毎回利用すればいいですけれども、そうはなかなかいかないのかなという、だから、600 円往復というより片道が 600 円というのは私個人としては妥当な線なのかなと思っております。

会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにご質問ございますでしょうか。

D委員

すみません、往復 600 円ですか。

Location of smile

いや、片道 600 円です。

D委員

そうですね、往復 1,200 円ですね。ちなみに、旅客の名簿に 1 名様いらっしゃいますけれども、この方はお住まいどちらかわかりませんが、この方は何キロぐらいなのか。今名簿に入っている方。

Location of smile

この方は北区の福祉園に通所しておりまして、在住も北区になっております。なので、福祉園にお迎えに行く場合もあれば、ご自宅にお迎えに行く場合もありますので、6.5 キロですね。

会長

ほかにご質問ございますでしょうか。

A委員

あと1点だけよろしいですか。

おそらく送迎を担当される運転者の方々の講習は終わって、かつヘルパー2級以上は皆さんお持ちなのですけれども、対象者の方が主に知的障がいの方々の場合、かつ知的障がいである程度送迎がというと考えれば、場合によって重度で自閉症だったり、高度障害とか、そういった方々も想定されるんですけれども、そういった方々の対応というのは、運転者の方々のスキルというのはどんな感じなのですか。

Location of smile

ここの運転に携われる人間は、みんな短期入所の施設の職員になりますので。

A委員

じゃあ、そういうのはないということですね。

Location of smile

そうですね、その辺に関しては自信を持ってやろうと思っています。

B委員

例えば57ページで17.1キロで53分ということで、例えば想定されるケースとして五十何分間ずっと座っているというか、乗車している旅客の方も、長い時間乗車されている旅客の方もいるのではないかと思うんですが、そういったときにドライバー1人で対応できるものなのですか。

Location of smile

利用者さんによるのですよね。発作がある方ですとか、ちょっと多動のある方ですとか、そういった方が乗車される場合にはこちらのほうで添乗員をつけさせていただきますという形です。

B委員

あともう1点いいですか。

確かにまだ始まってないので実際複数乗車がどれくらい発生するのかであるとか、定額制ってやっぱり利用の実態がないと、高い安いというところがなかなか判断しづらいところがあると思いますので、これは一つの提案なのですが、もし登録になりますと期間が2年になるんですね。2年の中で実績が出てくるとと思いますので、その中で利用実績を精査して、例えば複数乗車がどれくらいあったかとか、実際にショートステイ先からどの、どれくらいの距離の送迎が多かったのかとか、そういったところをデータとて蓄積していただいて、日報等で蓄積していただいて、それでそれを見てまた金額について議論すればよろしいのかなというのが、ちょっと提案として。

会長

こちらの提出していただいた資料もいろいろ記録等をつけていただいておりますので、記録をきちんととっていただきまして、更新のまた審査があると思いますので、そのときにはご説明ができるようにしていただければというふうに思いますけれども、大丈夫でしょうか。

Location of smile

わかりました。

C委員

前にお勤めになっていたところでは600円でできたのですか。さっき、短距離は本当にタクシーより高くなる場合もあるかとは思いますが、十数キロ、10キロ近くも乗ってこの料金だとかなり安いというか、事業として立ち行かなくなるとはかわいそうかどうか。

Location of smile

前回のところではその金額でやらせていただきまして、車の維持費等はそこで十分賄えましたので、それも踏まえた上で今回この設定でやらせていただけたらなと思っています。

D委員

タクシーが今年から410円という制度になりましたから、それでそういうことでお客

さんの利用者さんが増えたということもありますものですから、その辺も考えると本来はそういうことも考えて以前と違ったものでやっていただけたらなという感じはしますけれども。

B委員

あと一つだけすみません。申請書の中で使用承諾書をつけていただいて、あれは株式会社さんから一般社団法人に対して使用承諾書という形で持ち込み車両ということになっておるのですが、一応我々持ち込み車両の場合に、この車両で有償運送中の運行中に事故があった場合、その責任の所在はどこなのかというところを契約書等で確認しているのですね。ですので、そこの文言も入れておいていただきたいなと思うのですが。よろしく願いいたします。

Location of smile

了解いたしました。

会長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長

それでは、ご質問、ご意見ないようですので、協議会としての決定をさせていただきたいと思います。一般社団法人Location of smileの登録申請と対価について協議が調ったものというふうに判断いたしますけれども、ご異議のほうございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、異議がないということで判断させていただきますので、よろしく願いいたします。

Location of smile

ありがとうございます。

会長

では、これからまた次第と先に進ませていただきたいと思いますけれども、その他ということで、関東運輸局さんのほうから情報提供ということで何点かご用意いただいているということですので、よろしく願いいたします。

B委員

高齢化の進展に伴いまして、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合が近年上昇しているということから、ことし3月に認知症対策を強化する改正道路交通法が施行されました。今後さらなる高齢者の増加が見込まれる中で、運転に不安を持つ高齢者の方が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備ということが極めて重要な課題となっているところで、国土交通省といたしましては、高齢者の移動手段の確保に関する検討会というものも3月に4回ほど検討会をしておりまして、それで6月末に高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間の取りまとめが出ました。まだ正式な通達とかガイドラインというもの自体が私どもにおりてきているわけではないので、今後の方向性といたしまして具体的なものではないのですけれども、高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中では、例えばまさに自家用有償運送の活用といったところで、例えば検討プロセスのガイドライン、こういった運営協議会でのこういった協議以外にもある一定のプロセスを得た場合には、柔軟に自家用有償運送を導入できるような制度の確立を検討しているとか、あとは、自家用有償運送に係るところだと例えば福祉行政との連携をとって、福祉分野と移動の交通の分野というのは分けて結構検討されている、例えば介護保険制度の地域支援事業に基づく協議体とこういった運営協議会、これが別の会議体で実施していますということになると、どうしても連携することによってより本当にそこで必要な有償運送というのが、自家用有償運送、もしくは交通サービス、公共交通機関による交通サービスというものが見えてくるといったところがございますので、その連携を国としても推進していきたいといったところを、すみません、具体的にだから何を国がするんだということと言われてしまうとちょっとまだわからないんですけれども、一応国においてもそういったことを支援していきたいと、そういったところをまとめさせていただいております。また、具体的な制度改正

がございましたらこの運営協議会の場でご説明させていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、タクシーの需要喚起策として、8月7日からことしの10月6日までの間、タクシーの事前確定運賃の実証実験を行います。区域といたしましては、東京特別区23区内と武蔵野、三鷹の交通圏で行わせていただきます。具体的な内容といたしましては、配車アプリに搭載された地図情報を用いて、タクシー運賃を配車時に確定させるサービスでして、これまで目的地に到着しなければ運賃が確定しない、例えば利用者の不安、こういった不安感を払拭してタクシーの需要の喚起のために実証実験をまず行いますということになっております。規模といたしましては、この東京23区、武蔵野、三鷹の交通圏において、全体で27,608台、6月末であるのですけれども、そのうちの4,804両の車が参加する予定となっております。そういったところが一応トピックスとしてありますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。最新の情報をありがとうございます。それでは、協議会といたしまして、各委員さんから何かこれについてご質問ございますでしょうか。

それでは、ただいまB委員のほうからもありましたけれども、今後の社会情勢によってはこの協議会がますます重要な位置を占めてくるということになろうかと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これで協議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。